

令和4年(2022年)4月4日

姫路市消防長 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 小林 直樹

災害現場映像の研修等利用に係る収集制限及び目的外利用並び
に本人通知に関する意見について（答申）

令和4年3月10日付けで諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 収集制限の例外及び目的外利用の適否について

(1) 多様化する消火活動や救助活動の場においては、組織的かつ戦略的な災害対応を迅速に行う必要が求められます。

職員の現場経験が著しく低下し、またベテラン職員の大量退職などにより、有効な活動や伝承が困難な状況になっている現状では、災害現場での撮影映像を事後の検証や研修等に利用することは、職員全体の知識・技術を向上させ、より効果的な消防活動へとつながるために必要だと考えられます。

(2) 実施機関が個人情報を収集しようとするときは、本人から収集することが原則ですが、迅速な人命救助や消火活動が必要とされる災害現場において、映像撮影等による個人情報の取得について事前に本人同意を得ること、また、映像に映り込む不特定多数の者に個別に本人同意を得ることは困難です。

(3) 以上のことから、災害現場での撮影映像を事後の検証や研修等に利用することは、個人情報の本人収集の原則の例外規定である姫路市個人情報保護条例第8条第2項第6号の「公益上必要」及び個人情報取扱事務の目的外利用の制限解除事項である同条例第9条第1項第6号の「公益上必要」と認め、収集及び目的外利用は適当であると考えます。

2 本人通知の省略（規則第4条第1項第2号）の適否

条例第8条第3項及び第9条第3項に規定する本人通知については、建物等の所有者や現場当事者に対しては、可能な限り文書または口頭で通知してください。なお、偶然映り込んだ不特定多数の個人については、個人を特定し通知することは困難であることから、本人への通知を省略することもやむを得ないと考えます。

3 審議会からの意見等

適切な個人情報の保護の観点から、市広報紙やホームページ等の広報媒体により、市民等に対して、消火活動や救助活動の場等で映像撮影を行う目的、必要性、個人情報保護対策について予め周知するなどの措置を講じてください。また、撮影機器や記録媒体、記録データの保管・管理は紛失や盗難等が発生することがないように徹底してください。